

入 札 公 告

福島県情報セキュリティ外部監査業務（庁内 α' モデル採用分）一式の取得について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

（１）取得する物品の名称及び数量

福島県情報セキュリティ外部監査業務（庁内 α' モデル採用分）一式

（２）取得する物品の仕様等

仕様書による。

（３）取得する物品の業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで

（４）履行場所

仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（４）プライバシーマークの認定を受けていること、及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における審査登録機関から認定を受けていること。

（５）独立行政法人情報処理推進機構がホームページにおいて公表している情報セキュリティサービス基準適合サービスリストの情報セキュリティ監査サービス分野に登録（記載）されていること。

- (6) 県又は市町村に対し α' モデルに関する監査実績を有していること。
- (7) 第三者の観点から、本県の α “モデル構築に関わっていないこと。
- (8) 監査チームには情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。
 - (ア) システム監査技術者
 - (イ) 公認情報システム監査人 (CISA)
 - (ウ) 公認情報セキュリティ主任監査人
 - (エ) 公認情報セキュリティ監査人
 - (オ) 公認システム監査人
 - (カ) 情報処理安全確保支援士

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を、令和8年8月26日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年8月26日（水）午後5時15分まで必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課
電話 024-521-7136

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において公告のあった日から令和8年8月26日（水）まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年9月2日（水）午前11時00分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎5階 企画調整課分室1（福島県福島市杉妻町2番16号）

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は

一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が福島県議会で可決され、令和 8 年 4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。